

# 群馬大学共同教育学部改組準備委員会規程

令和2.4.1 制定

## (設置)

第1条 群馬大学共同教育学部改組準備に関する具体的事項を審議するため、群馬大学共同教育学部改組準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 各講座から選出された教員 各1人
- (3) 将来構想委員会から推薦された教員 2人
- (4) 学部長が指名する教員 若干人

2 前項第2号、第3号及び第4号の委員は学部長が委嘱する。

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学部長をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

## (会議)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

## (委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

## (小委員会)

第6条 委員会は、共同教育学部改組に関する具体的事項を検討させるため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

## (調査員)

第7条 委員会は、改組準備に関し調査研究の必要があるときには、調査員を置くことができる。

## (事務)

第8条 委員会の事務は、総務係において処理する。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。